

## 平成30年 第9回須賀川市農業委員会総会議事録

平成30年第9回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 平成30年9月 6日(木)
- 2 招集通知日 平成30年9月 6日(木)
- 3 招集日時 平成30年9月18日(火)午後3時
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

### 農地利用最適化推進委員(23名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	粟野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 0名

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	秋山 吉治	須・浜	佐藤 信雄	西袋	円谷 正美	西袋	佐藤栄久男
稲田	小椋 利春	稲田	有馬 勝三	小塩江	吉田 安孝	小塩江	橋本 克也
小塩江	安藤 雅裕	仁井田	斎藤 敏夫	仁井田	樽川 榮一	仁井田	影山 孝
大東	國井 美治	大東	関根 要一	大東	熊谷 聡	長沼	小林 秀巨
長沼	横川 良雄	長沼	服部 弥	長沼	松川美智夫	岩瀬	矢吹 正則
岩瀬	矢部 邦博	岩瀬	古川 守	岩瀬	齊藤 正人		

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

9 欠席農地利用最適化推進委員 2名 小椋 利春・樽川 榮一



15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 (午後4時15分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実  
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

平成30年9月20日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

平成30年 第9回総会

平成30年9月18日（火）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第46号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明

議 長 ここで、申請番号第178号は、3番小枝宏嗣農業委員の自己案件ですので「須賀川市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限」により退席を求め先に審議いたします。

（小枝宏嗣農業員 退席）

議 長 事務局の説明を求めます。

事 務 局 農政課 佐藤主事説明

議 長 只今、申請番号第178号についての説明がありました、質問等ありませんか。

（質疑は、なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。申請番号第178号に異議の無い農業委員は挙手を願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号第178号については、計画のとおり議決し、決定することといたします。

ここで、小枝宏嗣農業委員の復席を求めます。

（小枝宏嗣農業委員 復席）

議 長 続きまして、申請番号第173号から説明願います。

事 務 局 農政課 佐藤主事説明

議 長 只今、申請番号順に説明がありました。各委員からご意見・ご質問等は、ありませんか。

（質疑は、なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第46号「農用地利用集積計画に

ついて」異議の無い農業委員は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 46 号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり議決し、決定することといたします。次に、議案第 47 号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 概略説明

農政課佐藤主事詳細説明

議長 只今の説明に、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 47 号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 47 号「農用地利用配分計画(案)に関する意見(案)について」は、計画案のとおり決定する旨の意見といたします。

次に、議案第 48 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 須田事務局長説明

議長 続いて、受付番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

國井美治推進委員 受理番号第 73 号について説明いたします。9 月 15 日遠藤農業委員と確認をしてきました。

申請人は、本家分家の親戚関係です。申請地は、先代において贈与されており未登記であったため申請されたものです。譲受人の経営状況は農業従事者は 1 名でトマトや茄子を作付けする予定であり農機具等も所有しており許可上特に問題は無いものと思われま。委員の皆様の審議をよろしく願いしま

す。

議 長 続きますして受理番号第 74 号に移ります。関根要一推進委員から説明願います。

関根要一推進委員 受理番号第 74 号について説明いたします。14 日に吉田農業委員と申請人宅を訪問し聞き取り調査をしてきました。申請人は、同地区の知人関係です。譲渡人の須田勝兵氏は、高齢となり農業経営に負担を感じてきていることから農地が隣接している渡邊吉實氏に相談しお互いの話し合いの結果まとめ申請に至った次第です。渡辺氏は、水稲、野菜を栽培し農機具類も所有しております。許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしく願います。

議 長 続きますして受理番号第 75 号に移ります。影山 孝推進委員から説明願います。

影山 孝推進委員 受理番号第 75 号について説明いたします。申請人は、親子の関係です。申請内容は、貸人直忠氏が仁井田地内で 1 年間で取得した農地を息子が代表者の会社に貸し付けるものです。借受人の渡辺氏は、農地保有の法人を立上げ、申請地には長年耕作していない休耕地もあり、貸人は、そこに手を加え作付けする計画です。許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしく願います。

議 長 続きますして受理番号第 76 号に移ります。安藤雅裕推進委員から説明願います。

安藤雅裕推進委員 受理番号第 76 号について説明いたします。申請地は、譲受人が所有する農地に隣接しており、申請地には、野菜、銀杏を栽培する考えです。譲受人の農業従事者は 3 名で必要とする施設、農機具は所有しています。また、隣接地ということで作業の効率化が図られ、支障は無いものと思われます。価格もお互いの話し合いによるものであります。許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしく願います。

議 長 続きまして受理番号第 77 号と第 78 号は、調査委員が同じであるため続けて説明願います。佐藤栄久男推進委員から説明願います  
佐藤栄久男推進委員 受理番号第 77 号について説明いたします。

両申請人は、同地区で知人の関係です。譲受人は、申請地を今年まで賃借で耕作しており、以前から売買の話がなされ今回まとまり申請となりました。譲受人は、認定農業者であり経営上、許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしく願います。

受理番号第 78 号ですが、譲渡人樽川氏は農家ではないのですが農地を所有していた。前から譲りたいと希望し譲受人に売買の相談がなされ話がまとまりました。許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしく願います。

議 長 只今、申請番号順に調査結果について説明がありました。質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

13 番吉田誠次郎農業委員 資料中表示で経営作物で家庭用野菜と記載があるが経営作物には馴染まないのではないかと。

事務局 一般野菜を作付けしていると理解している。家庭用の表示は削除を願いたい。

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第 48 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 48 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することを決定することといたします。

次に、議案第 49 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明

議長 続いて、調査を担当した委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。横川良雄推進委員。

横川良雄推進委員 受理番号第10号について説明します。申請人は、親子関係です。譲受人は、公務員ですが農業後継者でもあり、申請地は長沼ニュータウンに隣接しており農地の集団を阻害するものではなく、土留めや下水等の処理についても適正に処理されることを確認いたしました。許可上問題は無いものと思われれます。各委員の審議をお願いします。

議長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の適否決定について」申請とおりの内容で許可相当に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の適否決定について」申請どおり許可相当の意見を付し県に進達することといたします。次に、議案第50号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明

議長 続いて、調査を担当した委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。横川良雄推進委員。

横川良雄推進委員 受理番号第10号について説明します。9月3日味戸農業委員、矢部農業委員、事務局 計5名で現地調査を行いました。

(非農地化した経過は総会資料記載のとおり説明があった)

申請地は、両隣り住宅に囲まれ、農地の集団性を阻害することもなく周辺に悪影響を与えるものは無いものと思われれます。



証明上問題は無いものと思われます。各委員の審議お願いしま  
す。

議 長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はござ  
いませんか。

13 番吉田誠次郎農業委員 今後、植林した木が成長し周辺へ苦情などが出るよ  
うな悪影響を及ぼすことはないか。

事務局 位置図のとおり左右も山林であり悪影響を及ぼすことは無いと思われ  
る。

17 番味戸一浩農業委員 補足説明します。平面の位置図からは、わからないが  
現状は農機具が入ることが出来ない急傾斜地であり植林  
位しか出来ない土地であります。

(他に質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたします。議案第 50 号「現況確認証明申請の適  
否決定について」申請とおり証明することに異議のない農業委員は  
挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 50 号「現況確認証明申請の適否決定につい  
て」申請どおり証明することといたします。次に、議案第 51 号「農地  
等の利用の最適化に関する意見書の提出について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 三島木主任主査兼係長、説明

議 長 只今、事務局から説明がありました。ご意見、質問等はございませ  
んか。

(質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたします。議案第 51 号「農地等の利用の最適化に  
関する意見書の提出について」原案の内容で須賀川市長に提出すること  
に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 51 号「農地等の利用の最適化に意見書の

提出について」原案のとおり須賀川市長へ提出することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 44 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理については、1 件です。

報告第 45 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理については、7 件です。

報告第 46 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可については、11 件です。

報告第 47 号 第 28 回須賀川市農業賞候補者の推薦については、1 件です。

報告第 48 号 農地パトロール実施状況報告については、8 件です。

ここで、報告第 48 号農地パトロール実施状況の報告を地区代表委員からお願いします。

須賀川・浜田地域

西袋地域

稲田地域

小塩江地域

仁井田地域

大東地域

長沼地域

岩瀬地域

議 長 以上で、本日の提出案件の審議は全て終了いたしました。各委員からその他で何かありましたら、発言を許します。(特になし)

議 長 事務局から協議、報告事項ありましたら、お願いいたします。

事 務 局 特になし

議 長 これにて、平成 30 年第 9 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。